

平成 27 年 8 月 28 日

自由民主党厚生労働部会
看護問題小委員会

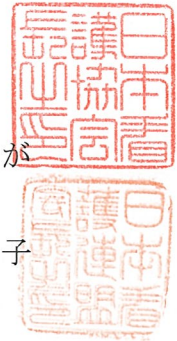
委員長 田村 憲久 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 坂本 すが

日本看護連盟

会長 草間 朋子



地域医療介護総合確保基金および 平成 28 年度厚生労働省・文部科学省予算概算要求案等に関する要望書

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により創設された「地域医療介護総合確保基金」につきましては、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築する上で重要な財源です。特に看護関連事業については、看護人材の確保事業のほとんどが国庫補助から基金に振替えられたため、基金の中で予算が確保されなければ、地域医療の確立に必須の看護職を確保することができません。さらに、病床の機能分化や居住系施設・在宅での医療介護体制の促進に合わせた看護人材の確保と配置を進める必要があります。

また、将来にわたって質の高い医療・看護サービスを効果的・効率的に提供するための人材の確保については、引き続き、国の強力な施策や主体的な取り組みが不可欠です。特に、交代制勤務従事する看護職の確保については、勤務環境の改善が重要です。これについては、昨年、医療法の改正も行われましたが、夜勤負担を軽減し健康で働き続けるには、法制的規制も必要です。これについては、昨年度末の労働政策審議会労働条件分科会報告でも、「改訂労働時間等設定改善指針」に夜勤の回数制限、勤務間インターバル確保の項目を追記するよう提言されています。

国では、成長戦略の一環として「女性の活躍」を重視する方針が打ち出されています。現在、看護職の就業者数は 157 万人となり、働く女性の 17 人に 1 人が看護職です。看護職が生涯を通じて、心身ともに健康で活躍し続けることは、「女性が活躍する社会」を牽引するモデルともなります。

以上の状況に鑑み、次の事項につきまして、ご尽力を賜りますよう、強く要望いたします。

1. 「地域医療介護総合確保基金(医療分)」の配分における看護関連事業予算の確保
2. 看護職の夜勤労働適正化の指針の策定と診療報酬「72 時間要件」の堅持
3. 「女性の健康の包括的支援に関する法律(案)」の早期成立